

# 2021年4月1日より

## 税金・上下水道料金の スマホ決済 が始まります！

### 対象

築上町役場  
CHIKUJO TOWN



### 税金

- 個人町県民税
- 軽自動車税
- 固定資産税
- 国民健康保険税

※引き続きコンビニ納付もできます。

### 料金

- 上水道料金
- 下水道使用料

納付書のバーコードを  
スマホで読み取り

### 対応アプリ



支払秘書



自宅でいつでも  
簡単に納付できます！

#### 納付方法

1. スマートフォン決済アプリをインストールし、必要事項を登録します。  
(アプリで納付に必要な金額のチャージまたは口座登録)
  2. アプリの請求書払いを選択し、納付書に印字されたバーコードを読み込みます。
  3. 納付金額を確認し、支払手続きを行います。
  4. 支払手続きが完了すると、支払完了画面が表示されます。
- ※ 納期限(コンビニエンスストア取扱期限)を過ぎると利用することができません。  
※ 合計金額が30万円までのバーコード印字のものに限ります。

#### 【注意事項】

- ・一旦支払手続きを完了すると、**取り消し**ができません。
- ・領収証書が発行されません。特に、軽自動車税(種別割)の場合で、車検を控えており車検用納税証明書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口でご納付ください。

※詳しくは裏面でご確認ください。

お問い合わせ

築上町役場 税務課・上下水道課  
〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2  
電話：0930-56-0300(代表)

詳しくは築上町HPをご覧ください。

築上町 税金 スマホ 検索

## 税・料金のスマートフォン決済について

スマートフォンアプリを利用して、スマートフォンやタブレット端末で納付書に印刷されているバーコードを読み取ることにより納付することができます。

スマートフォン決済アプリPay Pay(ペイペイ)、LINE Pay(ラインペイ)、PayB(ペイビー)、支払い秘書は、令和3年4月1日からご利用いただけるようになります。

## 対象のスマートフォン決済アプリ

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1. PayPay (ペイペイ)    | <a href="https://paypay.ne.jp">https://paypay.ne.jp</a>                             |
| 2. LINE Pay (ラインペイ) | <a href="https://pay.line.me/portal/jp/main">https://pay.line.me/portal/jp/main</a> |
| 3. PayB (ペイビー)      | <a href="https://payb.jp">https://payb.jp</a>                                       |
| 4. 支払秘書 (ウェルネット)    | <a href="https://wellnet.jp">https://wellnet.jp</a>                                 |

## スマートフォン決済による納付ができる税・料金

既に発行済みの納付書も含む以下の税・料金のバーコード付きの納付書でご利用ができます。

1. 町民税・県民税 (普通徴収)
2. 固定資産税 (償却資産分含む)
3. 軽自動車税 (種別割)
4. 国民健康保険税
5. 上水道料金
6. 下水道使用料

※ 納期限(コンビニエンスストア取扱期限)を過ぎると利用することができません。

※ 合計金額が30万円までのバーコード印字のものに限ります。

## 納付方法

1. スマートフォン決済アプリをインストールし、必要事項を登録します。  
(アプリで納付に必要な金額のチャージまたは口座登録)
2. アプリの請求書払いを選択し、納付書に印字されたバーコードを読み込みます。
3. 納付金額を確認し、支払手続きを行います。
4. 支払手続きが完了すると、支払完了画面が表示されます。

## 注意事項

- ・一旦支払手続きを完了すると、**取り消し**ができません。
- ・領収証書が発行されません。  
特に、軽自動車税(種別割)の場合で、車検を控えており車検用納税証明書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口でご納付ください。
- ・納税(納付)証明書が発行可能となるまで、お支払手続き完了から約2週間程度かかります。  
そのため、すぐに納税(納付)証明書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口でご納付いただき、領収書の原本を持参し納税(納付)証明書の発行手続きにお越しくください。
- ・ご利用にはバーコード付の納付書が必要です。バーコードのついていない納付書をお持ちの場合や納付書が発行されない納付方法(例:口座振替、給与特別徴収や年金特別徴収による天引きなど)の場合はご利用になれません。
- ・スマートフォン決済アプリのインストール及びご利用にかかる通信料は、自己負担となります。
- ・お支払いの後に領収印のない納付書が手元に残りますので、**二重払い**にならないようご注意ください。

## 税・料金別 問い合わせ一覧

所管課	税・料金	電 話
税務課 課税係	町民税・県民税 (普通徴収) 固定資産税 (償却資産分含む) 軽自動車税 (種別割) 国民健康保険税	0930-56-0300(代表)
上下水道課	上水道係 上水道料金	
	下水道係 下水道使用料	